

# 業務仕様書

本仕様書は、令和8年度さかの樹認証制度体制整備事業業務委託に適用する。  
本業務の実施は本仕様書によるものとするが、疑義が生じた場合は県と協議するものとする。

## 1 業務の概要

業務名 令和8年度さかの樹認証制度体制整備事業業務委託  
業務期間 契約締結日 から 令和9年3月15日 まで  
業務場所 県内一円

## 2 業務の目的

県では、県内に自生している優良な母樹から種子を採り、県内で育てた佐賀県産広葉樹苗木を「さかの樹」として認証する「さかの樹認証制度」を平成19年4月から導入した。

本業務では、県産広葉樹苗木「さかの樹」の生産を促進するとともに、「さかの樹」の需要拡大を図る。

## 3 業務内容

### (1) さかの樹生産促進

ア さかの樹優良母樹から採取した種子等を生産者に配布し、さかの樹の生産促進を図る。

(45種120本)

イ さかの樹の生産数量を年2回以上集計し、県に報告する。

## 4 成果物

本業務に関わる成果品については、次に掲げるものを納めること。なお、本業務において作成した資料及び成果品等の著作権は、すべて県に帰属するものであり、受託者は県の承諾なく使用・公表してはならない。

(1) さかの樹生産促進業務記録簿

(2) その他業務で作成した資料等

## 5 留意事項

### (1) 受託者の作業場所

受託者の作業場所は、受託者の負担により受託者が用意するものとする。

### (2) 本業務の引継

本業務の実施にあたり、前年度の本業務受託者から業務内容を引き継ぐ必要が生じた場合には、前年度受託者の協力を得て円滑な引継に努めるものとする。具体的な引継方法については、受託者と県の協議によることとする。

また、受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継を行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継に努めるものとする。具体的な引継方法については、受託者と県の協議によることとする。

### (3) 個人情報の保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合には、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない

ない。

また、受託者は、県の情報資産を取り扱う場合には、別記2「情報セキュリティ特記事項」を 遵守しなければならない。

(4) 再委託等の制限

受託者が本業務の全部を第三者に委託することを禁止する。委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) その他

その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議のうえに対応する。